

一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟  
危機管理規程

第1条（目的）

- 1 この規程は、一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟（以下本連盟という）の危機管理に関する基本方針及び基本的事項を定め、危機発生時に迅速かつ適切な対応をすることにより、当連盟の役職員及び選手等の安全確保を図るとともに、当連盟の社会的責任を果たすこと及び社会的信用を確保することを目的とする。
- 2 この規程は、当連盟の危機管理に関する最上位規範と位置づける。ただし、個別の危機について規程・要領等により定めがある場合には、それに従う。

第2条（適用範囲）

この規程は、本連盟の危機管理を対象とし、本連盟の役職員及び選手等に適用する。

第3条（用語の定義）

用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 「危機」とは、当連盟の役職員及び選手等の身体生命に影響を及ぼす事態又は当連盟の運営に重大なダメージを与える事態であって、緊急なる対応を要する状況をいう。
- (2) 「役職員」とは、理事、監事及び各種委員をいう。
- (3) 「選手等」とは、本連盟が選出・訓練・派遣し、IDバスケットボール競技大会等に出場する選手（競技会参加）及び本連盟が主催する大会の参加者（選手、スタッフ）及びボランティアをいう。

第4条（最高責任者）

- 1 本連盟における危機管理の最高責任者は、会長とする。
- 2 会長が不在等で業務を遂行できない場合においては、危機管理責任者（専務理事）が代行する。

第5条（危機管理責任者）

- 1 当連盟における危機管理責任者は、専務理事とする。
- 2 専務理事が不在等で業務を遂行できない場合においては、代表理事副会長が代行する。  
代表理事副会長が同様の時は事務局長が、事務局長が同様の時はコンプライアンス委員会担当常務理事がこれに当たる。
- 3 危機管理責任者は、危機の情報を集約した事務局長からの報告に基づき、危機レベルを判定する。

第6条（主管部署）

危機管理の実務については、事務局が主管する。

第7条（危機管理委員会）

- 1 この規程の実効性を確保するために、理事会の決議により本連盟に危機管理委員会を設置する。なお、最高責任者は、危機管理責任者が判定した危機レベルに基づき危機管理委員会を招集することができる。
- 2 危機管理委員長は危機管理責任者（専務理事）がこれに当たる。
- 3 危機管理委員会は、危機管理委員長のほか、危機管理委員長が指名した者（以下「危機管理委員会委員」という。）により構成し、危機管理委員会委員は委員長を補佐する。
- 4 危機管理委員長は、危機対応を適切に行い、被害を最小限にすることを目的として、以下の役割を果たす。
  - (1) 危機に関する本連盟内外の情報の収集及び分析、危機レベル判定
  - (2) 危機に関する対応方針の決定
  - (3) 情報の開示方針、マスコミ等報道機関への対応方針の決定
  - (4) その他、危機管理委員長が必要と判断した事項の決定

#### 第8条（危機管理委員会事務局）

- 1 危機管理委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 危機管理委員会事務局の長（以下「危機管理委員会事務局長」という。）は事務局長とする。
- 3 危機管理委員会事務局長は、必要な者を指名し危機管理委員会事務局員とすることができる。

#### 第9条（事前対策）

危機管理責任者及び事務局は、本連盟の実施する事業に関連して想定される危機に関して、予め洗い出し、必要な対策を講じる。

#### 第10条（危機情報の報告）

役職員等及び選手等は、危機の発生又は発生の兆候に係る情報を見聞したときは、直ちに事務局長へ危機情報の報告を行わなければならない。

#### 第11条（改廃手続）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

#### 第12条（施行）

この規程は、令和2年（2020年）10月14日から施行する。